

## 日々の活動が

## 大川のためになると信じて！

ひがし社会保険労務士事務所  
所長 東佑樹 さん

住 所…大川市大字中木室430-1  
TEL…0944-8810392  
FAX…0944-8716171  
HP : <https://www.higashi-sr.jp/>

今月の夢追い人は、ひがし社会保険労務士事務所の代表である東佑樹さんにお話を伺いました。

ひがし社会保険労務士事務所は、1995年に先代である東さんのお父様が開業されたとのこと。また東さんご自身は2011年に当時25歳で



社会保険労務士の資格を取得され、2017年に代表を当時30歳のときに引き継がれています。現在では5人の従業員がいるとのこと。

まずは『社会保険労務士』についてお話を伺いました。

「社会保険労務士（以下、社労士）」とは、1968年（昭和43年）に社会保険労務士法が制定された国家資格で、まだ誕生して歴史の浅い資格です。当時は、戦後の日本において、労働者の権利を法律によって守るために、いわゆる労働三法（労働関係調整法、労働基準法、労働組合法）が制定されたことにより労働者の権利が確立されたこと、さらに日本の経済成長が相まって、労使間の対立が頻発する

という問題が起き、従業員の加入する社会保険、健康保険や厚生年金、そして労働保険といわれる労災保険・雇用保険も時流とともに変化してきました。ところが、これらの労働・社会保険の仕組みや申請・給付に係る事務手続きは、専門的な知識が必要なため、内容も難しく手間もかかることから、中小企業にとって業務を請け負ってもらえる「専門家」が必要とされ、誕生したのが社労士という資格です」

では現在、社労士が請け負う業務とはどういったものがあるのでしょうか。  
「社労士の仕事は、大きく3つに分けて、労働社会保険諸法令に基づく「提出手続代行業務」、「書類作成業務」、そ



東さん（前列中央）と従業員の皆さん

して「コンサルティング業務」になります。

「提出手続代行業務」は、労働基準法、労災保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づく申請や届出、休業補償給付、出産手当金、傷病手当金などの請求、雇用保険、社会保険の取得・喪失、各種給付金・助成金などの請求などを行います。

「書類作成業務」は、就業規則・その他諸規定、労働者名簿、賃金台帳などの作成を行います。

「コンサルティング業務」は、人事・労務に関する相談や指導、アドバイスを行います。

労働関連の法改正は、他の法律と比較して多く、ほぼ毎年改正が行われています。時代の流れで、働き方が大きく変わりつつある今、企業はこの法改正に柔軟に対応していく必要があります。特に、日本全体の課題として「少子高齢化」が課題となり、すでに労働力不足が深刻化しています。さらに「家庭よりも仕事」、「長時間労働」という考えから、育児や介護、プライベートルと両立できる「自分のライフバランスに合わせた働き

方」という考え方へニーズが変わりつつあります。また、2018年6月に成立した「働き方改革関連法案」いわゆる2024年問題を発端とした、時間外労働の上限規制、年間5日以上の有給取得の義務化、月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金率50%へ引き上げなど労働者が働きやすい環境づくりが求められています。働き方改革によって社内の労働環境を整備することは、従業員の満足度の改善に繋がります。長期的に見れば企業の業績向上にも効果を発揮する点が出てきますし、私もそのお手伝いが出来ればと考えています。

若くして社労士の資格を取得された東さん。目指すきっかけはなんだったのでしょうか。

「振り返ってみると、父も社労士の資格を取得し、個人事業をしていたことが大きかったんだらうと思います。偶然にも小学校、中学校はどちらも小学校、高校、大学も父と同じ進路なんですよね。現在の社労士の資格においても、物心ついた頃には父が社労士として事業をやっていましたので、無意識に父の背中を追っ

ていたのかもしれませんが。社労士は、会社側や従業員側だけの味方ではなく、法に則って公正・中立にアドバイスを行うことが求められます。例えば、服務規律に違反し改善しない従業員への対応であれば、会社側の立場に、逆に法違反であることを知りながら会社側が何の改善も行わなければ、従業員側の立場になり、会社側には是正を求めることもありません。それが社労士の職責だと考えています。社労士がどのような仕事を行っているか知らない人も多いので、そういったことも広めていきたいですね」

社労士として活躍されている傍ら、大川商工会議所の青年部にも所属し活動されている東さん。青年部に加入したきっかけについても伺いました。

「私が資格を取り、家業に入り、社労士としてもそうですが、一人の経営者として、自己研鑽や交流が必要だと思いつきました。先代である父が青年部のOBだったこともきっかけの一つです。活動をしていく中で、やはり同じ大川の経営者として相談をしたり、逆に人前で話す機会がもらえ

たり、いい経験をたくさんさせていただいていますね。今年度は、専務理事の役を任されています。私自身、チャレンジの年度にしたいと思っていますし、会長の補佐をできるような一生懸命務めさせていただきます」と考えています。

また、令和7年2月には、商工会議所青年部の全国大会である「第44回全国大会ほとめぎ(※) FUKUOKAくるめ大会」が開催されます。私たちの大川でも大会の一部である分科会を開催予定で、私自身は分科会の実行委員長に手を挙げさせてもらいました。

全国の青年部の皆さんに福岡県や大川市へ来てもらって、大川の魅力を発信できる絶好のチャンスだと捉えていますので、成功に向けて準備をしている最中です」

社労士として、そして会議所青年部の役員として、日々研鑽されている東さん。そんな東さんの夢とはなんでしょうか。

「私は大川で生まれ育ち、現在も大川で働かせてもらっています。社労士としても、青年部の一員としても、何かしら大川のためになりたい、活動しています。いろんな社労士

がいる中で、私の事務所に業務を任せていただけるのは、一つ一つの仕事の積み重ねだと感じています。自分が頑張っている姿をいろんな人に見てもらうことで、ビジネスの輪が広がっていく、そこで社労士の知名度や必要性が求められていくんじゃないかなと思います。青年部活動も同様です。大きな夢ではありませんが、目の前の業務、目の前の事業を、最善に的確に実行していくことで、自分の仕事や自分自身、ひいては大川のために繋がると信じて活動が続けていきたいですね」



令和7年2月全国大会に向けて

(※) ほとめぎ…筑後地方の方で「おもてなし」の意味を持つ